

申込みのしおり

令和2年度

千葉市平和公園墓地(返還墓地)使用者の募集

陽光と緑に囲まれた安らぎの聖地



桜並木

申込期間

令和2年**7月20日**(月)～**8月18日**(火)

平和公園管理事務所に**8月18日(火)午後5時必着**とします。

(郵送の場合は、8月18日の消印有効とします。)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

令和2年9月1日(火)に抽選会を行います。感染予防の観点から、入場を制限します。抽選の立会を希望される方は、墓地使用申込書に記載の上、申込みしてください。

※申込み多数の場合は抽選にて立会人を決定します。立会人決定者には、墓地受付票に印字の上、通知いたします。

千葉市

返還墓地使用者の募集について

改葬などで墓地使用者から市へ返還された墓地（「返還墓地」といいます。）を再整備し、千葉市民を対象に使用者を募集します。

この「しおり」を最後までご覧になってからお申し込みください。

もくじ

1	平和公園について	1
2	募集区画数	2
3	墓地使用料等	2
4	募集スケジュール	3
5	申込区分及び募集区画数等	5
6	申込者の資格	5
7	申込方法と申込書類	5
8	申込みにあたっての注意事項	6
9	公開抽選及び補欠者の取扱い	7
10	当選された方へ	8
11	その他	9
	申込書の書き方（例）	10
	誓約書見本	11
	承諾書見本	12
	埋蔵・収蔵証明書見本	13
	平和公園案内図	14

1 平和公園について

平和公園は、“陽光と緑に囲まれた安らぎの聖地”のキャッチフレーズにふさわしく、墓域を全面積の3分の1とし、残りを緑地や憩い、やすらぎが得られるレクリエーションスペースとして確保した市営墓地です。

【開園】 昭和47年7月1日

【位置】 若葉区多部田町

【規模】 面積 704,000㎡
墓地区画数 30,807区画
(令和2年4月1日現在)

管 理 等

●休園日

管理事務所は12月29日から1月3日まで。

●開園時間

4月～9月

午前8時30分～午後7時（正門）

午前8時30分～午後6時（西門・南門）

10月～3月

午前8時30分～午後5時（正門）

午前8時30分～午後4時（西門・南門）

閉園後は、すべてのゲートが閉まりますので、自家用車でご来園の方は、それまでに必ずご退園ください。



管理事務所



普通墓域



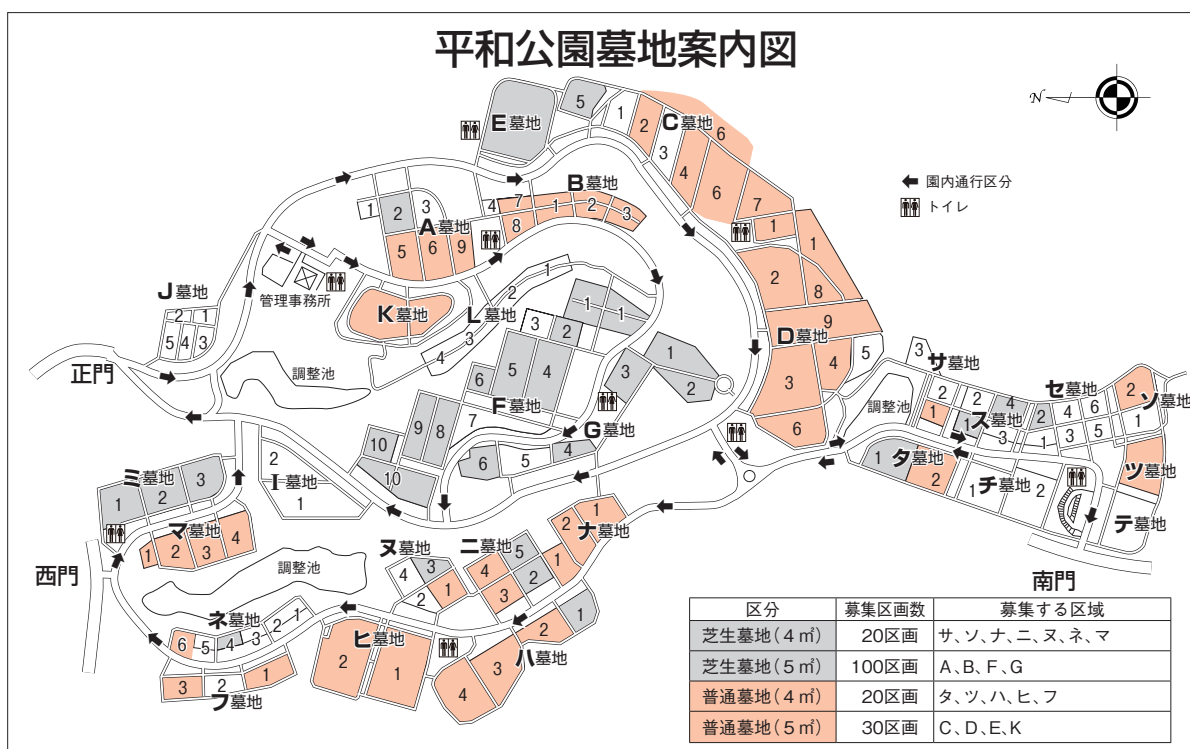
芝生墓域

2 募集区画数

- 芝生墓地 120区画 (4㎡：20区画、5㎡：100区画)
- 普通墓地 50区画 (4㎡：20区画、5㎡：30区画)
- 合計 170区画 (4㎡：40区画、5㎡：130区画)

今回募集する区画は、下記図の色が塗られた区域内の返還墓地です。

区画は、申込区分（5ページ参照）ごとに抽選により決定し、選ぶことはできません。



3 墓地使用料等

(1) 墓地使用料（1区画・永代使用）（1㎡につき、156,250円）

【4㎡】 625,000円

【5㎡】 781,250円

* 墓石代、工事費は別。なお、納付は一括で、納付後の返金はできません。

(2) 墓地管理料（1区画・年間）

5,020円

* なお、初年度は使用開始日から来年3月までの期間で計算した月割金額です。

墓地管理料は、霊園の共用部分に係る清掃、植栽、草刈り等の維持管理や、必要な施設の設置・改修等、墓参環境向上のための整備にあてるため、平成24年度から維持管理等に必要経費の一部として墓地使用者の皆様にご負担いただいております。

また、区画内の管理及び物損等の対応は、使用者の方の負担となります。

4 募集スケジュール

1. 申込書配布

令和2年7月20日(月)～

申込みのしおり及び申込書の配布を行います。
配布場所：平和公園管理事務所、生活衛生課、
桜木霊園管理事務所、各区役所地域振興課

2. 申込受付期間

7月20日(月)～8月18日(火)

「郵送」、「平和公園管理事務所に持参」又は「電子申請」のいずれかでお申し込みください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力郵送または電子申請でお申し込みをお願いします
また、持参の場合は平和公園管理事務所に8月18日(火)午後5時必着とします。郵送の場合は、8月18日の消印有効とします。

3. 受付票発送

～8月下旬

受付した方から順次、墓地受付票(はがき)で受付番号を通知します。
※大切に保管してください。
電子申請の方には、電子メールで通知します。

4. 抽 選

9月1日(火)

抽選は申込区分ごとに区画単位で、公開により行います。
令和2年に限り、抽選会の入場を制限します。立会を希望される方は、申込書の立会人希望欄を有にしてください。(応募者多数の場合は抽選)
日 時：9月1日(火) 午前9時から午後3時
抽選会場：千葉市役所 8階正庁

5. 抽選結果通知

9月中旬

抽選結果通知書(はがき)で抽選結果「当選した区画番号」、「補欠」、「落選」を通知します。申込者数が募集数を超えなかった場合は「当選した区画番号」を通知します。電子申請の方には、電子メールで通知します。

「当選」された方は必ず申込資格に関する審査を受けていただきます。
資格審査で申込資格があることが確認できた場合に、使用許可を受けることができます。

《当選から使用開始までの流れ》



※「補欠」の方は7ページを確認してください。

これ以降は「当選」した方の手続きです

資格審査で、申込資格がないことが判明した場合、期間内に審査を受けない場合、必要書類が提出できない場合は、使用許可を受けることはできません。

6. 資格審査期間（使用許可申請書類の提出）

9月中旬^(当選の通知を受けた日)～10月15日(木)

「当選」した方に対する資格審査を行いますので使用許可申請書に必要な書類を添えて「郵送」または「平和公園管理事務所に持参」のいずれかの方法で提出してください。

期 間：9月中旬(当選の通知を受けた日)～10月15日(木)

郵送の場合は10月15日(木)の消印有効とします。また、持参の場合は平和公園管理事務所に10月15日(木)午後3時必着とします。

7. 不足書類があった場合の提出期間

10月16日(金)～10月30日(金)

資格審査の際に不足書類があった場合は、10月30日(金)午後5時まで直接平和公園管理事務所の窓口^{平和公園管理事務所}に持参してください。
(その場で書類の審査を行いますので、郵送での提出はできません。)

8. 使用料の納付書の発送

10月16日(金)以降

資格審査の合格者に対して、「使用料の納付書」を送付します。

9. 使用許可証の発送

使用料は一括納入です。

納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。
(一度納めた使用料については、返還できません。)

10. 使用の開始

使用許可日から1年以内に墓石を建立し、遺骨を埋蔵してください。
※カロートは設置済みです。
※備付けのカロートを交換する場合は事前に管理事務所にご連絡ください。(費用は自己負担になります。)

5 申込区分及び募集区画数等

申込区分		募集区画数	使用料
A	芝生墓地（4㎡）	20区画	625,000円
B	芝生墓地（5㎡）	100区画	781,250円
C	普通墓地（4㎡）	20区画	625,000円
D	普通墓地（5㎡）	30区画	781,250円
令和2年度募集数合計		170区画	

※区画は抽選により決定します。選ぶことはできません。

6 申込者の資格

次のすべてに該当する方

- (1) 申込者は、千葉市内に住所を有し、1年以上継続して本市に居住していること。
- (2) 申込者は、埋蔵すべき焼骨（分骨でないものに限る。）を所持し、その祭祀を主宰すべき立場にあること。（改葬での申込みも可）
- (3) 申込者は、現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けていないこと。
- (4) 申込者は、焼骨との続柄が配偶者、2親等以内の血族又は千葉市パートナーシップ宣誓をしていること。

※申込みが無効となる場合（6ページ）もご覧ください。

7 申込方法と申込書類

申込期間内（令和2年7月20日から8月18日まで）に申込書類を郵送するか平和公園管理事務所まで持参し、お申し込みください。また、電子申請でもお申し込みができます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力郵送または電子申請でのお申し込みをお願いします。

(1) 郵送の場合

この申込みのしおりに添付されている「①令和2年度平和公園墓地使用申込書」及び「②墓地受付票、抽選結果通知書のはがき（2枚）」に必要事項を記入し、②はがきにはそれぞれ63円切手を貼付したうえで「③送付用封筒」に①、②の書類を入れて、84円切手を貼付し郵送でお申し込みください。（8月18日の消印有効）

(2) 平和公園管理事務所まで持参の場合

(1) 郵送の場合と同様に「①令和2年度平和公園墓地使用申込書」及び「②墓地受付票、抽選結果通知書のはがき（2枚）」に必要事項を記入し、②はがきにはそれぞれ63円切手を貼付したうえで平和公園管理事務所まで持参し、お申し込みください。

（区役所や市民センターでの受付は行いません。）

(3) 電子申請の場合

電子申請は、市ホームページのトップページの「市政全般」→「計画・行革・財政・統計等」→「その他市政情報」→「電子行政サービス」→「ちば電子申請サービス」から「令和2年度平和公園墓地（返還墓地）使用申込み」を選び、入力フォームに従って必要事項を入力の上、お申し込みください。（7月20日（月）午前8時30分～8月18日（火）午後5時）

※当選後は、郵送または持参による資格審査の手続きとなります。（8ページ参照）

8 申込みにあたっての注意事項

申し込み後に、申込書の記載内容の変更はできませんので、誤りのないよう記載し、十分に確認のうえでお申し込みください。

【申込受付の期限】

郵送の場合は、8月18日の消印有効とします。

持参の場合は、平和公園管理事務所に8月18日（火）午後5時必着とします。

当選後、資格審査期間（令和2年9月中旬（当選の通知を受けた日）～10月15日（木））に、審査を受けない場合は、使用許可を受けることができません。

【申込みが無効となる場合】

次の（1）～（4）のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。また、不正が判明したときも無効とします。

- （1）「平和公園墓地使用申込書」以外の用紙による申込みをした場合
- （2）同一人による複数の申込み又は同一死亡者での複数の申込みをした場合
- （3）現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地又は合葬式墓地の使用の許可を受けている者が申込みをした場合
- （4）その他、これらに類する申込みであると認められる場合

9 公開抽選及び補欠者の取扱い

1 日時及び場所

- (1) 抽選日時：令和2年9月1日（火） 午前9時から午後3時
- (2) 場 所：千葉市役所8階正庁（中央区千葉港1番1号）



交通手段（アクセス）

- ・JR千葉みなと駅～徒歩約7分
- ・JR千葉駅・京成電鉄千葉駅～徒歩約12分
- ・千葉モノレール市役所前駅～徒歩約1分

※会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

2 公開抽選（令和2年度に限り、立会人希望者抽選の当選者のみ参加可能）

申込区分ごとに区画単位の抽選により「当選」、「補欠」、「落選」を決定します。

抽選は通知した受付番号（抽選番号）により行い、募集数を当選とし、次いで補欠順位を決定します。

- (1) 当落にかかわらず、すべての方に抽選結果をお知らせします。
- (2) 「当選」しても、資格審査により使用許可を受けることができない場合があります。
- (3) 「当選」した方の中からキャンセル等が出た場合、「補欠」の中でその順位上位の方から繰り上げて「当選」とします。

補欠の資格の有効期限は、令和3年2月末日です。なお、同日までに千葉市から「当選」の旨、連絡がなかった場合は「落選」となります。

3 抽選結果

抽選結果通知書により「当選した区画番号」、「補欠」、「落選」をお知らせします。電子申請の方には、電子メールでお知らせします。

※電話や電子メール等による抽選結果のお問い合わせには、お答えできません。

※抽選結果は、平和公園のホームページにも掲載します。

10 当選された方へ

資格審査（使用許可申請書類の提出）

「当選」した方は、資格審査期間に下記の必要書類等を提出し、審査を受ける必要があります。資格審査は、下記の期間及び方法で行います。

審査を受けない場合は、使用許可を受けることはできません。

1 期間及び方法

期 間：令和2年9月中旬（当選の通知を受けた日）～ 令和2年10月15日（木）

午前9時から午後3時

※ご都合のいい時間にお越しくください。（午前中は混み合うことが予想されます。）

方 法：「郵送」または「平和公園管理事務所に持参」

郵送の場合は10月15日（木）消印有効、持参の場合は10月15日（木）午後3時必着

2 提出する書類等について

- (1) 一般墓地使用許可申請書 **（当選者の方にお送りします。）**
- (2) 誓約書 **（このしおりの11ページをコピーし、記入の上提出してください。）**
- (3) 申請者と死亡者との関係が分かり、**死亡記載のある**原戸籍、戸籍の全部事項証明書等（6か月以内に交付されたもの。）又は千葉県パートナーシップ宣誓をしていることが分かるもの（パートナーシップ宣誓証明書等）
- (4) 次のいずれかの書類
 - ・埋（火）葬許可証（写し）
 - ・桜木霊堂の使用許可証（写し）
 - ・改葬による場合（桜木霊堂を除く）は、埋蔵又は収蔵を証明する書類（写し）
*このしおりの13ページに見本があります。
 - ・死産、水子等で戸籍に記載されていない方を埋蔵する場合は、死胎証明書又は死産証明書（写し）
- (5) 承諾書 **（このしおりの12ページの様式をコピーし、使用してください。）**

申請者が死亡者の配偶者以外の場合、その配偶者と申請者の兄弟姉妹などの承諾が必要となります。申請者と承諾者との**関係の分かる**原戸籍、戸籍の全部事項証明等（6か月以内に交付されたもの。また、死亡の場合は、**死亡記載のあるもの。**）を添付してください。

【参考例】

申請者と死亡者との関係	承諾が必要な人
親子 （申請者：子 ⇒ 死亡者：親）	死亡者の配偶者 申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く。）
親子 （申請者：親 ⇒ 死亡者：子）	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く。） 申請者の配偶者
兄弟姉妹	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く。） 死亡者と申請者の両親 死亡者と申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く。）

祖父母と孫 (申請者：孫 ⇒ 死亡者：祖父母)	死亡者の配偶者 死亡者の子 (未成年者を除く。) 死亡者の孫 (未成年者及び申請者を除く。) 死亡者の兄弟姉妹 (未成年者を除く。)
祖父母と孫 (申請者：祖父母 ⇒ 死亡者：孫)	死亡者の配偶者 死亡者の子 (未成年者を除く。) 死亡者の両親 死亡者の兄弟姉妹 (未成年者を除く。) 死亡者の祖父母 (申請者を除く。)

※上記表中の「承諾が必要な人」は、一般的な例を記載していますので、ケースによっては承諾を受ける範囲が異なる場合があります。

(6) その他 (申立書が必要な場合)

承諾書の承諾者欄に記載すべき方が所在不明となっている場合など特別な事情がある場合は申立書が必要となります。(平和公園管理事務所にご相談ください。)

(7) 資格審査に提出するもの

- ・ 抽選結果通知書
- ・ 一般墓地使用許可申請の手続きを委任する旨を記載した委任状
(申請者以外の方が来場される場合に限る。本人確認書類として運転免許証や健康保険被保険者証を持参)

【注意事項】

この申請手続に必要な「申請者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきます。

○カロートの交換

自費でカロートを交換する場合は、事前に管理事務所へご連絡ください。

○使用料の納入

資格審査の合格者に対し、使用料をお支払いいただくため、「納付書」を令和2年10月16日以降に郵送します。納付書に記載された金額を納付期限までに一括納付にてお支払いください。(一度納めた使用料については、返還できません。)

※使用料は5ページ参照

○使用許可証の交付

使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

○使用開始日

令和2年11月以降

11 その他

残区画が生じた場合について

募集した墓地 (170区画) に余りが生じた場合は、区画数に応じて使用の申込みを受付ける場合があります。

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

申込書の書き方（例）

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

令和2年度 平和公園墓地使用申込書

令和 2 年 7 月 21 日

1. 申込者情報 申込者の氏名等を記入してください。

申込者	フリガナ	チ バ	タ ロウ
	氏名	千葉	太郎
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 30 年 1 月 23 日	
	住所	〒 265 - 0066	
		千葉県 若葉 区 多部田町1-3 ヘイワハイツ 101 号	
	連絡先	(電話番号)	043-228-2057
(メールアドレス)		heiwakoen.HEA@city.chiba.lg.jp	

2. 申込区分 ご希望の申込区分の申込欄に○を記入してください（1か所）。

申込区分	募集区画数	申込欄
A 芝生墓地（4㎡）	20	
B 芝生墓地（5㎡）	100	○
C 普通墓地（4㎡）	20	
D 普通墓地（5㎡）	30	

3. 被埋蔵者の記入欄

埋蔵する予定となる方の氏名等を記入し、埋蔵予定日を記入してください。
（許可を受けた日から1年以内）

フリガナ	チ バ ハナ コ	申込者との続柄	埋蔵予定日
氏名	千葉花子	母	令和 3 年 2 月 22 日

現在の焼骨の保管区分を記入してください。（該当する番号に○をつけてください。）

焼骨保管区分	① 自宅	2 桜木霊堂	3 寺院納骨堂	4 その他
--------	------	--------	---------	-------

4. 抽選会立会人希望の有無（該当する番号に○をつけてください）

抽選会立会人希望	① 有	2 無
----------	-----	-----

※ 次の欄には記入しないでください。

受付印欄		受付番号 (抽選番号)	
抽選結果	当選・補欠・落選	補欠順位	位
当選の場合	区画番号 - -	備考	

新型コロナウイルス感染症予防の観点から入場を制限します。立会人希望される方は『有』に○をつけてください。

※「申込者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきますので、ご了承くださいませようお願いします。

この他、「はがき（2枚）」及び「送付用封筒」には、申込者の
①お名前、②住所を記入してください。

※63円切手×2枚、84円切手の貼付忘れにご注意ください。

様式第9号

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 千葉市

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

許可区画 (平和公園) 区 号

この度、私は墓地の使用にあたって、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 許可を受けた日から1年以内に墓石を建立して遺骨を埋蔵し、使用を開始いたします。
- 2 墓碑の設置は、一墓所一墓石とし、家名を表示する場合は、死亡者又は使用者の家名とします。なお、墓地の区画番号は必ず見える位置に表示します。
- 3 住所変更又は承継時の手続きは、変更した日から速やかに墓地管理者へ届けます。
- 4 千葉市霊園設置管理条例及び千葉市霊園管理規則を遵守するとともに、墓地管理者の指示に従います。
- 5 上記誓約内容に違反した場合は、許可の取り消し等、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。

承 諾 書

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

死亡者との続柄

上記の者が、.....の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として、
墓地の使用許可申請をすることを承諾します。

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

埋蔵・収蔵証明書

1 申請者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 死亡者との続柄

2 死亡者

(1) 本 籍

(2) 住 所

(3) 氏名・性別 男 ・ 女

(4) 死亡年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

(5) 埋蔵（収蔵）年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

上記のとおり、ご遺骨の埋蔵（収蔵）の事実を証明します。

令和 年 月 日

寺院名

所在地

代表者 印

平和公園案内図



◎交通機関 (JR千葉駅より約10km)

JR千葉駅バスターミナル10番バス乗り場より

- ①ちばフラワーバス「中野操車場」行きで「平和公園」下車、徒歩3分
- ②ちばフラワーバス「中野操車場」または「中田スポーツセンター」行きで「北谷津」下車、徒歩15分

千葉都市モノレール千城台駅バス乗り場より

- ③いずみバス (コミュニティバス) 「平和公園いずみ台ローズタウン入口」下車、徒歩12分

JR鎌取駅 (北口) バス乗り場より

- ④千葉中央バス「熊野神社」行きで平日・土曜・休日のうち、土曜・休日の3往復が平和公園内に乗り入れ。乗り入れ以外は、「四谷」下車、南門まで徒歩8分

《車をご利用の場合》

- 東京方面より京葉道路、貝塚インターから降りて直進約2km「加曽利」の交差点で左折し東金街道 (国道126号線) を直進約4.5km。「平和公園入口」の看板のある信号を右折して約800m。
- 東金方面より千葉東金有料道路、大宮インターから降りて左折して約3km「坂月町」の交差点で右折し東金街道 (国道126号線) 直進約2km。「平和公園入口」の看板のある信号を右折して約800m。

●お問い合わせ先

平和公園管理事務所 (月曜日～日曜日 8時30分～17時00分)

〒265-0066 千葉市若葉区多部田町1492番地2

電話：043-228-2057

FAX：043-228-4266

EX-ℓ：info-chibaheiwapark@seibu-la.co.jp

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。